

栃木県知事 様

申請者 住所 〒320-8501  
 栃木県宇都宮市埜田1丁目〇番〇号  
 氏名 栃木株式会社  
 代表取締役 栃木 太郎  
 （団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

とちぎ賃上げ環境整備促進補助金実績報告書

令和8年〇月〇日付け□□第△△△号による交付決定に係る事業の実績について、とちぎ賃上げ環境整備促進補助金要領第11条の規定により、次のとおり報告します。

	補助対象経費	補助金額
交 付 決 定	1,537,000円	768,000円
実 績	1,537,000円	768,000円
差 引	0円	0円

添付書類確認表（提出書類を確認のうえ確認欄に〇を入れてください。4～5は該当する場合のみ）

提出書類		確認欄
1	事業完了報告書（様式第1号-1）	○
2	収支決算書（様式第1号-2）	○
3	経費の支出に関する書類（納品書・領収書等の写し及び設備等の導入写真等）	○
4	賃金引上げ対象労働者の賃金台帳の写し（引上げ前6か月及び引上げ後） ※交付申請時に提出していない場合	
5	事業場内最低賃金を規定した就業規則（労働基準監督署の受付印のある）等の写し※交付申請時に提出していない場合	

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出して

- ・事業完了が分かる書類：納品書、工事完了報告書等
- ・支払いの完了が分かる書類：領収書、口座振り込み依頼書等
- ・完了後の写真

とちぎ賃上げ環境整備促進補助金事業計画 (完了報告) 書

1	申請企業の規模等		①資本金 又は 出資の総額	1,000,000 円	②企業全体で常時 使用する労働者の 数 (※1)	25 人	
			③本店 所在地	栃木県宇都宮市塙田1丁目〇番〇号			
2	株主等 一覧表	株主名又は出資者名	所在地		大企業 (※2)	出資比率(% (合計 100%))	
		1	栃木 太郎	宇都宮市塙田〇-〇			40%
		2	栃木 花子	宇都宮市塙田〇-〇			30%
		3	宇都宮 二郎	宇都宮市〇〇町〇-〇			30%
		4					
		5					
	6	ほか 0 人					
<p>・出資比率の高い株主又は出資者の順に記載し、6番目以降は「ほか〇人」として記入してください。</p> <p>・大企業 (みなし大企業を含む) の場合は、『大企業』の欄に「〇」を記入してください。</p> <p>・確定している (申告済みの) 直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないですか。 <input type="checkbox"/>はい ※超える場合対象外となります。</p>							
3	事業場の情報		①事業場の 名称	栃木レストラン本店			
			②所在地	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目〇番〇号			
			③電話番号	028-623-0000	④常時使用する労働者の 数	15 人	
			⑤事業内容	飲食店			
			産業分類	大分類 M 宿泊業、飲 食サービス業	中分類	76 飲食店	
4 補助事業の概要							
(1) 賃金引上げ計画							
ア 事業場内最低賃金引上げ計画 (実績) (※3)			①引上げ前の事業場内最低賃金 1,200 円 ②賃金計算期間・支払日 1日～月末・翌月10日支払 ③引上げ年月日 令和8年4月1日				
※④引上げ労働者の内訳が多い場合は、適宜行を追加するか、別紙 (様式任意) に記載すること。							

④引上げ労働者数 2 人

【内訳】

氏名	(A)引上げ前賃金	(B)引上げ後賃金	引上げ額 (B-A)
〇〇 〇〇	1,200 円	1,300 円	100 円
△△ △△	1,200 円	1,300 円	100 円

イ 事業場内最低賃金規定を定めた就業規則等

※実施計画時には案を記載すること。  
※就業規則の変更が完了している場合は就業規則の写しを提出すること。

第〇条 当事業場における最も低い賃金額は時間給または時間換算額 1,300 円 とする。ただし、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条に基づく最低賃金の減額の特定許可を受けた者を除く。

2 前項の賃金額には、最低賃金法第 4 条第 3 項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第 2 条の定めるところによる。

附則 この規定は、令和 8 年 4 月 1 日 から施行する。

(2) 事業実施計画（結果）

必要性、内容及び実施方法

実施時期

費用 ~~見込~~（実績）額

【実施結果時】

〔労働生産性〕

①設備投資など実施した業務改善の内容

業務用食器洗浄機を導入した。

②計画の実施による生産性向上、労働能率の増進、業務改善の効果

業務用食器洗浄機を導入したことで、食器を食器洗浄機にセットし、洗浄後に食器をしまうだけの作業となったため、昼は 10 分程度、夜は 20 分程度で食器の洗浄業務を終了することができる。

残業時間も 30 分程度縮減され、労働能率の増進を図ることができた。

さらに、空いた時間で、調理補助や会計補助などの業務に割り振ることが可能になったことで、より質の高いサービスの提供ができ、事業場全体の生産性向上を図ることができた。

〔労働環境改善〕

実績は具体的に、数量等で記載する（所要時間、対応人数等）。

令和 8 年 7 月 1 日  
～ 7 月 10 日

実際に事業を行った  
時期を記載する。

業務用食器洗浄機  
1,450,000 円  
運搬費  
37,000 円  
設置費  
50,000 円

補助金に係る消費税の仕入れ控除税額がある申請者は、当該相当額を除いた金額とする。

実績報告書の「実績」欄の数字と一致する。

事業費 ~~見込~~（実績）額合計

1,537,000 円

(3) 事業完了 <del>(予定)</del> 期日 (※4)		令和 8 年 7 月 20 日
5 申請日の前日又は賃金引上げ日の前日までの解雇等の状況 (※5)	6 申請日の前日又は賃金引上げ日の前日からの日数 (※6)	
なし	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           設備等納品日、対象経費支払い日、賃上げがすべて完了する日のいずれか遅い日         </div>	
6 補助事業に係る他の補助金の受給、申請の有無		有 ・ <b>無</b>
	有の場合、補助金の名称及び所管部署	補助金名： 所管部署：
7 消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者	

- ※1 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（日雇い、2か月以内の雇用、4か月以内の季節的業務の雇用）及び試用期間中の従業員は含みません。
- ※2 大企業とは中小企業基本法に規定する中小企業事業者以外の者で補助対象事業者に該当しません。また、次の者は「みなし大企業」に該当するため、補助対象事業者に該当しません。
- (ア) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業事業者
  - (イ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業事業者
  - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業事業者
  - (エ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額を上記（ア）～（ウ）に該当する中小企業事業者が所有している中小企業事業者
  - (オ) 上記（ア）～（ウ）に該当する中小企業事業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業事業者
- なお、上記の他、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合も補助対象事業者に該当しません。
- ※3 賃金引上げ（就業規則等の改正及び適用）は、令和7（2025）年10月1日以降であれば実施時期を問わない。ただし、引上げた賃金は、原則として事業実績報告書の提出日までに支払う必要がある。
- ※4 事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日のいずれか遅い日
- ※5 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨記載してください）のほかに、①その者の非違によることなく勸奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き下げを行った場合③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更による、月当たりの賃金額の引き下げを行った場合

連絡 担当者	部署名	本店総務課	職・氏名	総務課長 山田一郎
	電話番号	028-623-0000	メールアドレス	Yamada.i@tochigisangy.com

とちぎ賃上げ環境整備促進補助金収支~~予算~~(決算)書

1 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	決算額※1	資金の調達先
県補助金※2	768,000円	768,000円	
自己資金	769,000円	769,000円	
借入金			
その他			
合計	1,537,000円	1,537,000円	

2 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	決算額※1	備考※3
機械装置等購入費	1,537,000円	1,573,000円	業務用食器洗浄機 1,450,000円 運搬費 37,000円 設置費 50,000円
合計	1,537,000円	1,537,000円	

補助金に係る消費税の仕入れ控除税額がある申請者は、当該相当額を除いた金額とする。  
実績報告書の「実績」欄の数字と一致する。

※1 予算時(交付申請)は、決算額欄は空欄としてください。

※2 別記様式第1の交付申請額を記載してください。

※3 備考欄には区分ごとに積算根拠を記載してください。なお、欄が足りない場合は、別葉として添付しても構いません。